

## 令和 8 年度要保護及び準要保護児童生徒援助についてのお知らせ

東京都立中学校等に在籍する児童生徒の保護者等が、就学のために負担する経費（学校給食費・医療費）の一部を援助する制度がありますので、お知らせします。

### 記

#### 1 援助の対象となる方

東京都立中学校、東京都立中等教育学校の前期課程又は東京都立小学校に在籍する児童生徒の保護者が、次の場合にあたること。

##### (1) 現に生活保護を受給している方

ただし、学校給食費については、生活保護法による教育扶助を受けている場合 または、区市町村から就学援助費を受けている場合及び東京都の他事業で給食費支援が実施される場合、支給の対象から除きます。

##### (2) 生活保護受給世帯と同程度又は準ずる程度に困窮していると認められる方

#### 2 援助する経費

##### (1) 学校給食費

実費額

##### (2) 医療費

感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に負担する医療費(手続きの詳細は、学校が治療を指示する場合に、別途ご説明します。)

#### 3 援助の申請

援助を希望する方は、経営企画室で所定の申請書等必要書類を受領し、必要書類をご提出ください。書類を審査の上、援助の対象となるか否かを決定し、お知らせします。

#### 4 その他

・学校給食費、医療費以外の学用品等の経費の援助については、お住まいの区市の教育委員会でそれぞれ取扱いを定めています。この援助を申し込まれる方で、学用品等の援助を希望される方は、区市の教育委員会へお問合せをお願いします。

・学校給食費については、令和 6 年度から東京都立学校給食費負担軽減事業が実施されるため、保護者負担はございません。しかし、要保護及び準要保護児童生徒援助の認定については、東京都での国庫補助事務の関係や日本スポーツ振興センター共済掛金免除の算定にも使用しております。特に、日本スポーツ振興センター共済掛金免除を希望する場合には、要保護及び準要保護児童生徒援助の申請をお忘れないうお気を付けください。

※申請に必要な書類の配布、提出受付は、経営企画室窓口です。

※提出締切日 4月28日(火) なるべく速やかなご提出をお願いいたします。